

# 住民票の除票の取扱変更について

(旭区役所窓口サービス課住民登録担当)

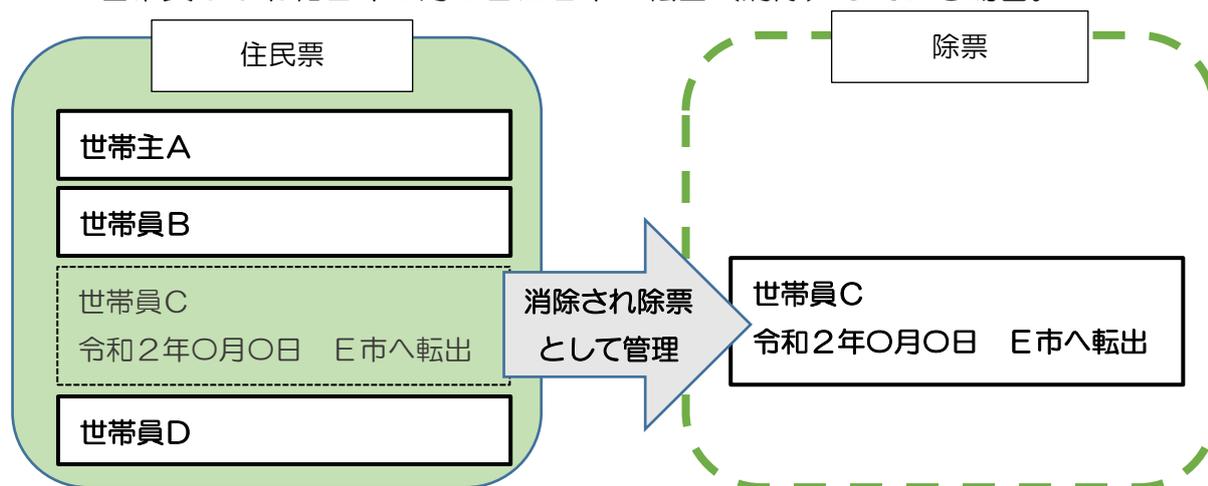
令和元年5月31日付公布の「デジタル手続法」に伴う住民基本台帳法の一部改正を受けて、大阪市では令和2年12月23日より住民票の除票の取り扱いを変更しました。

## ○ 変更内容

- ・「転出や死亡等で住民票から消除された方（住民票の改製に伴う改正前除票に記載された方を含む）」は住民票とは別に「住民票の除票」として管理されます。
- ・同一世帯であった方でも現在お住まいの方と消除された方は、1通の証明書で交付できません。住民票の写し（現在お住まいの方）、住民票の除票の写し（消除された方）それぞれの請求となり、それぞれで手数料が必要となります。  
(住民票の写し、除票の写し各々1通あたり300円)
- ・除票の写しを請求できる方は「本人」、「本人から委任を受けた方」、「ご自身の権利行使や義務履行のため、または、官公庁への提出のために、除票の写しが必要な方（同一世帯員であった方でも、権利行使や義務履行のため、官公庁への提出のために除票の写しが必要であることを確認できることが必要です。なお、亡くなられた方はマイナンバーの記載はできません。）」となります。

## ○ 参考イメージ

(例) 世帯主A、世帯員B、世帯員C、世帯員Dであった世帯で、  
世帯員Cが令和2年〇月〇日にE市へ転出（消除）している場合。



○世帯主Aが最新の世帯全員の住民票を請求（本人等請求）  
「A、B、D」の住民票の写しとなります

住民票の写し

世帯主A  
世帯員B  
世帯員D

○世帯主Aが世帯員Cの住民票を請求（第三者請求）  
「C」の住民票の除票の写しとなります

住民票の除票の写し

世帯員C